

「新おおいた子ども・子育て応援プラン（仮称）」素案に対する県民意見募集の実施について（概要）

資料 3

1 県民意見募集の実施期間

平成21年10月14日（水）～平成21年11月13日（金） 1か月間

2 県民意見募集の周知

- (1) 県情報センター及び地区情報センター（振興局等県内11か所）、少子化対策課での閲覧
- (2) 県庁ホームページへの掲載
- (3) 「おおいた子ども・子育て応援県民会議」委員、市町村、地域子育て支援拠点（保育園、児童館等）、NPO等関係機関への送付

3 県民意見の提出状況

- (1) 提出者 8名（市町村別内訳：大分市3名、別府市1名、杵築市2名、日田市2名）
- (2) 件数 20件（意見を踏まえて修正を行うもの…6件、既に記載済のもの…14件）

4 県民意見への対応状況

施策の体系		ご意見の概要	県の考え方・反映状況（案）
I 総論	第4章 計画の推進にあたって	「子育て満足度日本一を目指して」の目標遂行に向け、各部署の垣根を越えた取組が可能となるような組織づくりを行ってほしい。	「第2節 県の役割」の①を、次のとおり修正します。 ◎ 「次世代育成支援対策は、県政において早急に取り組むべき最重要課題であり、この計画に沿って、集中的かつ計画的に推進します。また、庁内の関係部署が連携を密にするため、副知事を会長とし、各部署長等で構成する「次世代育成支援対策推進会議」において各種施策を総合的に推進するとともに、毎年度、計画の進捗状況等についての点検・評価を実施します。」
	II 各論	第2章 地域における子育ての支援	第1節 子育てサービスの充実等
		第2節 保育サービスの充実等	地域における子育ての支援については、保育所だけでなく幼稚園でも積極的に取り組んでおり、「第2節 保育サービスの充実等」の「めざす姿」や「具体的な取組」に、保育所と幼稚園を並列明記してほしい。 「第1節 子育て支援サービスの充実等」の「めざす姿」を、次のとおり修正します。 ◎ 「☆子どもが、保育園や幼稚園から小学校に進んだ後も、安心して働くことができます。」
			親が働くには子育てをサポートする体制が不可欠である。保育園は強力な味方だが、それ以外の制度があってもいいのではないか。ベビーシッターや保育ママ等、個人で子どもを預かる制度の充実も図ってほしい。 個人で子どもを預かる制度の充実として、「家庭的保育事業（保育ママ）」や「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進する旨、記載済です。
			延長保育や休日保育、病児保育を早急に実施してほしい。 「延長保育」や「休日保育」等の充実を図るとともに、「病児・病後児保育」の実施を促進する旨、記載済です。
		第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実	多様な子育て環境に対応する取組が各地域で行われており、これら情報・ノウハウを共有・伝授する場を作ってはどうか。 NPOやボランティアとの協働事業等を通じて、民間の子育てに関する知識やノウハウを活用して、地域の実情に応じ、多様な子育て環境に対応する取組を推進する旨、記載済です。
		第6節 地域ぐるみの交流活動の推進	高齢者の生きがい対策として、母親が行っている子どもの通学時の見守りに高齢者ボランティアを活用する等、働きながら子育てしている女性の負担軽減を図れば、ワークライフバランスの推進に繋がるのではないか。 高齢者をはじめ地域の人たちの協力を得て、「放課後児童クラブ」など放課後や長期休暇等における子どもの安全な居場所づくりを進めるとともに、地域の防犯ボランティアの活動を推進する旨、記載済です。
	第3章 子育ても仕事もしやすい環境づくり	第4節 若者の就労支援	若者の就労意識について、中高生の頃からのきちんとした学習・体験が必要。もっと多様性を持った学習機会を設けてほしい。 小・中・高校におけるキャリア教育をはじめ、職場体験やインターンシップ、農林水産業における体験活動等、多様性を持った学習の推進に努める旨、記載済です。

施策の体系		ご意見の概要	県の考え方・反映状況	
II 各論	第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	第1節 児童虐待に対する取組の強化	児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応として、 3歳児健診等において相談支援 を受けられるような体制の整備を行ってはどうか。また、発達検査等の結果をもとに、 親へアプローチする取組 を行ってはどうか。	乳幼児健康診査の質の向上を図るとともに、育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭に対し、 定期的な訪問による養育支援 を行う等の取組を促進する旨、 記載済 です。
			民生委員や幼稚園、保育所の職員 が知識を持ち、 専門機関等に繋げるような取組 を行ってほしい。	児童虐待の未然防止や早期発見、及びきめ細かな在宅支援体制の整備を促進するため、 市町村職員や保健師、保育士等に対する研修 を実施する等、 人材の育成に努める旨、記載済 です。
		第2節 社会的な養護の場の充実	児童養護施設等、施設職員の疲弊が子どもとの関係にも影響することから、施設職員の専門性や資質向上に併せ、施設職員自体のケア を行ってほしい。	「(2)児童養護施設等における機能強化」の①を、次のとおり 修正 します。 ◎ 「児童養護施設等において、 ケースマネジメントや関係機関との連携、職員に対する指導・教育及び職員のメンタルヘルスに関する支援 を行う『基幹的職員』の養成を行うとともに、施設職員のための研修体系を整備します。」
		第4節 障がい児への支援	「(1)早期発見・早期療育の推進」を「(1)早期発見・早期療育・ 早期情報 の推進」としてはどうか。	「(2)相談支援体制の充実」の①を、次のとおり 修正 します。 ◎ 「適切な療育方法や保健・医療・福祉に関すること等、 幼児期から就学期に至るまで必要な情報提供 を行うとともに、市町村や関係相談支援事業所と連携して相談支援体制を整備します。」
			「軽度発達障がい児」の急激な増加に対応するには、保護者をはじめ保育所や幼稚園・学校関係者、医師等における 情報の共有が必要 。就学前の5歳児検診を実施するとともに、 対象児童の記録を共有できるシステムの構築 を図ってほしい。	乳幼児健康診査の質の向上を図り、早期発見に努めるとともに、障がい児や障がい疑われる児に対する 地域療育等支援事業の充実 に努めるほか、発達障がい児への支援として、情報の共有を行うなど、 個々のライフステージに応じた支援のための体制整備 に努める旨、 記載済 です。
第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応	いじめや不登校、ひきこもりを支援するセンターの運営について、 外部スタッフの動員 についても、もっと検討してほしい。	小・中・高等学校に配置する スクールカウンセラー や「教育支援センター（適応指導教室）」等において 臨床心理士等の活用 を図る旨、 記載済 です。		
第5章 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	第4節 不妊に悩む人への支援	不妊治療等への助成等 、国の取組と連動させ、子どもを持つことは明らかに得であると実感できるような 経済補助対策の実施が必要 ではないか。	不妊治療費の一部を助成するほか、保育料の減免や乳幼児医療費助成等 経済的な負担の軽減について行う旨、 記載済 です。	
		不妊治療への支援を充実 してほしい。		
	第5節 子どもの病気への支援	子どもたちの医療費に対する補助や助成を充実 してほしい。	乳幼児医療費助成等 経済的な負担の軽減について行う旨、 記載済 です。	
	第6節 食育の推進	「食育」について、楽しく・美味しく 学校現場で実施する機会を増や してほしい。	「(2)望ましい食習慣の定着」の②を、次のとおり 修正 します。 ◎ 「学校において、学級活動や家庭科などの教科の時間、また、給食を利用した指導や 親子料理教室の開催 、給食だよりなどを利用した家庭への積極的な情報提供を行うなど、家庭や地域と連携しながら、学校教育全体を通じた食育を推進します。」	
第6章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	第1節 次代の親づくり	出会い事業の実施等、20歳～40歳代の男女が 結婚や出産にポジティブなイメージが持てるような支援策 を打ち出してはどうか。	「(2)若者の自立への支援」の③を、次のとおり 修正 します。 ◎ 「社会的に自立して子育てや家庭づくりを男女が共同して行えるよう、就業体験やボランティア等、青少年を対象とした体験活動の充実を図るとともに、 結婚を望む若者の出会いを応援するNPO等の活動を支援 します。」	
第7章 子どもにとって安心・安全なまちづくり	第2節 安心して外出できる環境づくり	県条例で入口の段差制限を設けたり、「車いす対応のスロープ（着脱可能）」の整備を進める等、「 第2節 安心して外出できる環境づくり 」の取組を 広域的 に行ってほしい。	公道や公共施設等において、 歩道の段差解消や障がい物の除去、ベビー・シートを備えたトイレの設置促進 を行うなど、 ユニバーサル・デザインの考え方 を基本としたまちづくりを進める旨、 記載済 です。	